

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

加古川市長

## 公表日

令和7年3月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税・都市計画税は地方税法により定められた枠組みに従い、以下の事務を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 固定資産税・都市計画税を賦課決定する。</li><li>2. 課税情報の正確な記録を確保する。</li><li>3. 転居等により居所が不明である者を調査する。</li><li>4. 本人又は代理人の申請により、閲覧書類・証明書を交付する。</li><li>5. 他の市町村やその他の公共団体からの照会に回答する。</li><li>6. 納税者又は代理人からの納税を管理する。</li><li>7. 納付額が課税額より多い場合に、還付・充当を行う。</li><li>8. 納期限を過ぎて未納となっている納税義務者に、督促状・催告書を送付する。</li><li>9. 納税者又は代理人からの納税証明書交付申請の受付、審査、交付を行う。</li><li>10. 督促状を送付した納税者について、完納されない場合の滞納整理。</li><li>11. 統計情報を作成し関係省庁に報告する。</li><li>12. 地方税関係情報を庁内他課へ移転する。</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 固定資産税・都市計画税システム</li><li>2. 家屋評価支援システム</li><li>3. 固定資産税地理情報システム</li><li>4. 審査システム</li><li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>6. 宛名管理システム</li><li>7. 統合宛名システム</li><li>8. 中間サーバー</li><li>9. 登記履歴管理システム</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル</li><li>2. 固定資産税・都市計画税収納情報ファイル</li><li>3. 固定資産税・都市計画税滞納情報ファイル</li></ol>	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの</p> <p>番号法 ・第9条第1項及び別表24の項</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
--------	--

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
--------	--

②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号</p> <p>情報提供省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第2条の表48の項</p> <p>(2)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
---------	--

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	資産税課、収税課
②所属長の役職名	資産税課長、収税課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加古川市総務部総務課 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000 TEL079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 資産税課 土地係(079-427-9166) 家屋係(079-427-9167) 償却資産係(079-427-9168) 収税課 収納係(079-427-9170) 管理係(079-427-9709)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
----------

# 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている

への対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、4情報または3情報による照会を行うことを厳守としている。登録の際には、複数職員で確認を行うことを徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ○ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。 )又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。 )により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 16の項  (2)別表第一省令 ・第16条  (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める 予定の条例	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 16の項  (2)別表第一省令 ・第16条  (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条第1項及び第2項 別表第2 5の項 ②番号利用条例施行規則 ・第21条	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二 27の項  (2)別表第二省令 ・第20条  (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2 27の項  (2)別表第二省令 ・第20条  (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条	事前	-
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2 27の項  (2) 別表第2省令 ・第20条  (3) 番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 27の項  (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第20条  (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	資産税課長 田口 勝晴	資産税課長 田中 康夫	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	TEL079-427-9137	TEL079-427-9135	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	収税課 収納係(079-427-9170) 管理係(079-427-9160)	収税課 収納係(079-427-9170) 管理係(079-427-9709)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	資産税課長 田中 康夫、収税課長 北村 順	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	資産税課長、収税課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	加古川市総務部総務課情報公開担当 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000 TEL079-427-9132(直通)	加古川市総務部総務課 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000 TEL079-427-9132(直通)	事後	
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第7号、第8号	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第8号、第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和4年7月25日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	(新規)	9. 登記履歴管理システム	事後	-
令和5年12月21日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。)	事前	-
令和5年12月21日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和5年6月1日	事前	
令和5年12月21日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和5年6月1日	事前	
令和6年3月18日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(追加)	2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	-
令和6年3月18日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークとの接続	[ ]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事前	-
令和6年3月18日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)	十分である	事前	-
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。) 又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表省令」という。)	事後	法改正によるもの
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 16の項 (2)別表第1省令 ・第16条	(1)番号法 ・第9条第1項及び別表24の項 (2)別表省令 ・第16条	事後	法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 5の項 ②番号利用条例施行規則 ・第21条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	(削除)	事後	-
令和7年1月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。)	事後	法改正によるもの
令和7年1月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号利用条例又は番号利用条例施行規則	番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)	事後	法改正によるもの
令和7年1月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 27の項 (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第20条 (3)番号法	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 情報提供省令 【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・第2条の表48の項 (2)番号法	事後	法改正によるもの
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和6年10月1日	事後	-
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和6年10月1日	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業	(追加)	十分である	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業(判断の根拠)	(追加)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、4情報または3情報による照会を行うことを厳守としている。登録の際には、複数職員で確認を行うことを徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	-
令和7年1月10日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	全項目評価又は重点項目評価を実施	事後	-
令和7年3月14日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	6. 納税者からの納税の管理	6. 納税者又は代理人からの納税の管理	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	9. 納税者からの納税証明書交付申請の受付、審査、交付	9. 納税者又は代理人からの納税証明書交付申請の受付、審査、交付	事後	-
令和7年3月14日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表省令」という。)	又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	法改正によるもの
令和7年3月14日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1) 番号法 ・第9条第1項及び別表24の項 (2) 別表省令 ・第16条	番号法 ・第9条第1項及び別表24の項	事後	法改正によるもの